

平成27年第4回江差町議会臨時会資料

- 資料1：江差町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する
条例の一部改正の概要【議案第1号関係】 …P 1
- 資料2：江差町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する
条例新旧対照表【議案第1号関係】 …P 2
- 資料3：工事請負契約の締結について【議案第4号関係】 …P 4

江差町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正の概要

改正条項	改正概要
○第1条関係	<p>昭和60年、議員立法により制定された半島振興法（10年間の時限法）が一部改正され、平成37年3月31日まで延長されたことに伴う関連条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象要件は「江差町産業振興促進計画」に定める事業等であることを表記 ・ 趣旨として「地域の自立的発展、地域住民の生活向上、地域における定住の促進に資すること」を表記 ・ 具体的な対象事業等を号により表記 <ol style="list-style-type: none"> (1) 生産関連分野 製造業 (2) 観光関連分野 健全な余暇等の利用に資する宿泊業、スポーツレクリエーション施設、レジャー施設など有する観光業（旅館業（下宿営業を除く）を含む） (3) 情報関連分野 ハード・ソフトウェア業、アプリケーション、配信装備、コールセンター等の情報に関する事業（情報サービス業等を含む） (4) 商業関連分野 卸・小売業等の商業的な活動を行う事業（農林水産物等販売業を含む） (5) 環境関連分野 省エネルギー、新エネルギー、廃棄物の利活用や処理及び寒冷地技術等の環境に関する事業 (6) 健康、福祉関連分野 高齢者福祉、介護福祉、障害者福祉等の地域福祉に関する事業活動を行う事業
○第2条関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象区域は「江差町産業振興促進計画区域内」に文言整理 ・ 第1条で対象事業等を号により表記したことによる文言整理
○附則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の効力を「平成37年3月31日」まで延長

江差町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）に基づき、<u>「江差町産業振興促進計画」に定められた次に掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者について、地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び地域における定住の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定により固定資産税の不均一課税について定めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 生産関連分野 製造業</u></p> <p><u>(2) 観光関連分野 健全な余暇等の利用に資する宿泊業、スポーツレクリエーション施設、レジャー施設など有する観光業（旅館業（下宿営業を除く）を含む）</u></p> <p><u>(3) 情報関連分野 ハード・ソフトウェア業、アプリケーション、配信装備、コールセンター等の情報に関する事業（情報サービス業等を含む）</u></p> <p><u>(4) 商業関連分野 卸・小売業等の商業的な活動を行う事業（農林水産物等販売業を含む）</u></p> <p><u>(5) 環境関連分野 省エネルギー、新エネルギー、廃棄物の利活用や処理及び寒冷地技術等の環境に関する事業</u></p> <p><u>(6) 健康、福祉関連分野 高齢者福祉、介護福祉、障害者福祉等の地域福祉に関する事業活動を行う事業</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）に基づき、<u>製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設したものについて</u> <u>地域の振興</u> <u>に資</u> <u>するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定により固定資産税の不均一課税について定めるものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

江差町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(不均一課税)</p> <p>第2条 法第9条の2に規定する認定を受けた「<u>江差町産業振興促進計画</u>」 <u>に記載された計画区域内</u>において、<u>前条各号</u> <u>の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者</u>については、その事業に係る家屋及び償却資産であつて規則で定めるもの並びに当該家屋の敷地である土地（法第2条第1項の規定による半島振興対策実施地域の指定の日以後において取得したものに限り、かつ、<u>土地</u>については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について、当該設備等が新たに固定資産税を課されることになつた年度から3年度分の固定資産税の税率は、江差町税条例（昭和25年条例第21号）第62条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める率とする。</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>3 この条例は<u>平成37年3月31日</u>に限り、その効力を失う。</p>	<p>(不均一課税)</p> <p>第2条 法第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域内 <u>において、製造の事業又は旅館業（下宿営業を</u> <u>除く。）の用に供する</u>設備を新設し、又は増設した者については、その事業に係る家屋及び償却資産であつて規則で定めるもの並びに当該家屋の敷地である土地（法第2条第1項の規定による半島振興対策実施地域の指定の日以後において取得したものに限り、かつ、<u>土地</u>については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について、当該設備等が新たに固定資産税を課されることになつた年度から3年度分の固定資産税の税率は、江差町税条例（昭和25年条例第21号）第62条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める率とする。</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>3 この条例は<u>平成27年3月31日</u>に限り、その効力を失う。</p>

入札状況調書

工事名	江差中学校グラウンド整備工事	
工事場所	江差町字陣屋町無番地	
工事期間	自：平成27年6月契約日の翌日 至：平成28年2月29日	
入札月日	平成27年6月22日	
契約月日	平成27年6月23日	仮契約
契約金額	一金 91,584,000 円	予定価格 93,333,600円(税込み)

入札参加者	入札金額		摘 要
	1 回目	2 回目	
前田・宏栄経常建設共同企業体	84,800,000		落札
株式会社 田畑建設	85,000,000		
亀田工業 株式会社	85,100,000		
株式会社 道南土木	85,050,000		

※各社の入札金額については税抜き価格である。